

概要

- 臨床研修病院が移転等を行った場合、移転等の前後における当該病院の規模、機能及び開設者の異同並びに移転等の範囲等を総合的に勘案し、当該病院としての同一性が認められる場合であって、かつ、当該移転等後の病院が指定基準を満たす場合には、引き続き臨床研修病院としての指定を受けることができる。
- 臨床研修病院の指定や取消に関することは、地域医療対策協議会における協議・検討事項となっているが、国に確認したところ、病院の移転については、「報告案件」とされており、今回、報告させていただくもの。

臨床研修病院の指定継続について

- 指定を継続する研修病院 ・ 県立新庄病院(令和5年10月1日移転) ・ 米沢市立病院(令和5年11月1日移転)

臨床研修病院の指定継続の要件及び指定継続の理由

○ 指定継続の要件

(1) 移転等の前後において規模、機能、開設者の異同、移転等の範囲、等を比較の上、総合的に勘案し、同一性が認められる場合

(2) 移転後において、基幹型臨床研修病院としての指定基準を満たす場合

- | | |
|--|--------------------------------|
| ①臨床研修省令第2条に規定する臨床研修の基本理念にのっとり
研修プログラムを有していること | ⑦医療に関する安全管理のための
体制を確保していること |
| ②医療法施行規則第19条第1項第1号に規定する員数の医師を有していること | ⑧研修管理委員会を設置していること |
| ③救急医療を提供していること | ⑨プログラム責任者を適切に
配置していること |
| ④臨床研修を行うために必要な症例があること | ⑩適切な指導体制を有していること |
| ⑤臨床病理検討会(CPC)を適切に開催していること | 他(全22項目) |
| ⑥患者の病歴に関する情報を適切に管理していること | |

○ 指定継続の理由

(1)について、移転等の前後において規模、機能、開設者の異同、移転等の範囲、等を比較したところ、概ね同一であったことから、病院としての同一性が認められると判断する。(2)についても、基幹型臨床研修病院としての指定基準を満たしていることが確認できた。これらのことから、当該2病院の指定継続を行った。